

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会ボランティア基金の
設置及び管理等に関する規程

平成18年7月19日

規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会が市民のボランティア活動による福祉のまちづくり事業を推進するための資金として、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会ボランティア基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の額)

第2条 基金の額は15,000,000円とする。

2 必要があるときは、前項の基金に追加して積み立てることができる。

3 前項の規定により積立が行われたときは、基金の額は、積立相当額増加するものとする。

(基金の資金)

第3条 基金に積み立てる資金は次の各号に定めるものとする。

(1) 補助金

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(管理運用)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全確実かつ有利な方法により保管するものとする。

2 この基金から生じる運用利子は、市内の社会福祉にかかるボランティア活動推進の経費に充てるものとする。

(処分)

第5条 緊急に事業を実施する必要があるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。